

鳥取市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取市行政財産使用料条例（昭和51年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により算出した使用料が1件当たり100円未満のときは、これを100円とする。

別表第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現になされている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。